

三浦市図書館雑誌スポンサー制度 広告掲示仕様書

三浦市図書館雑誌スポンサー制度実施要領第5条の規定に基づき、広告の掲示方法、掲示位置その他の規格について次のとおり定める。

1 雑誌表紙の掲示

提供された雑誌の表紙に「この雑誌は（雑誌スポンサー名）様から提供されています」と掲示する。

- (1) 雑誌スポンサーの名称の掲示枠の大きさ及び位置は、雑誌タイトル等が隠れることのない範囲とし、雑誌スポンサーによる掲示位置の指定又は変更はできない。
- (2) 雑誌表紙の掲示に要する経費は三浦市が負担する。
- (3) 広告の掲示期間は、雑誌が廃棄されるまでとする。なお、雑誌の配架終了後、リサイクル等で市民に無償提供される場合も広告を掲示した状態で提供する。

2 広告チラシの掲示

提供された雑誌の裏表紙側に、雑誌スポンサーの事業に関する広告チラシを掲示する。

- (1) 掲示枠の大きさは、提供雑誌のサイズ以下で、最大A4版までとする。
- (2) 広告チラシのデザインは、要綱等に抵触しない限りにおいて、自由とする。
- (3) 雑誌スポンサーは、広告チラシの作成及び作成に要するすべての費用を負担し、あらかじめ図書館が指定する部数の広告チラシを図書館に提出する。
- (4) 雑誌への掲示に要する費用は、三浦市が負担する。
- (5) 広告の掲示期間は、雑誌の提供期間内とする。

3 雑誌架の掲示

提供された雑誌の配架場所に「(雑誌名) は (雑誌スポンサー名) 様から提供されています」と掲示する。

- (1) 雑誌架の掲示枠は、縦10cm×横13cm以内とし、上記の掲示のほか、雑誌スポンサーの所在地及び連絡先等を掲示することができる。
- (2) 雑誌架の配架場所（表示位置）は、図書館の指定する場所とする。
- (3) 雑誌架の掲示に要する費用は、三浦市が負担する。
- (4) 広告の掲示期間は、雑誌の提供期間内とする。ただし、提供雑誌が提供期間内に廃刊又は休刊となった場合は、最終号発行後1月後までとし、「(雑誌名) は、(雑誌スポンサー名) から提供されていましたが、〇月（〇日）号をもって廃刊（休刊）となりました」と掲示を差替える。